

**土浦全体を颯爽と自転車で食べ巡る
観光コンテンツ造成業務委託
公募型プロポーザル応募要領**

**令和7年9月
土浦市**

目次

1	趣旨.....	1
2	業務概要.....	1
3	提案見積金額の上限額.....	2
4	参加資格要件.....	2
5	プロポーザル実施スケジュール.....	3
6	プレゼンテーション及びヒアリング.....	5
7	提案の審査・評価及び契約候補者の特定.....	6
8	審査結果の通知及び公表.....	8
9	契約の締結.....	8
10	留意事項.....	9
11	問合せ先(担当課).....	9

1 趣旨

本市では、「第2次土浦市観光基本計画」において、観光を地域経済の有力な産業に位置づけた「観光のまちづくり」を目指し、経済だけでなく文化や教育、健康面など様々な面の活性化への波及効果を生み出していくとともに、市民・事業者・行政が多彩に連携し、協働で取り組むことによって、多彩な地域資源を観光資源として磨き、ブランド価値を高めていくため、「魅力を活力に・・・多彩な連携による観光のまちづくり」を基本コンセプトとして設定し、様々な観光振興策を実施している。

このような中、インバウンド観光を含めて、観光需要が急速に増加しており、本市においても、さらなる観光交流人口の増加を図るためには、地域資源を観光資源として活用しながら、市民・事業者・行政が協働で取り組んでいくことが重要となっている。

このような背景に鑑み、地域食材や日本の食文化に関心を持つ外国人観光客をメインターゲットに、継続的な誘客を図り、地域の活性化及び消費の拡大を促進するため、大自然を望むナショナルサイクルルート「つくば霞ヶ浦りんりんロード」や市内の充実したサイクリング環境を舞台に、「土浦全体を颯爽と自転車で食べ巡る観光コンテンツ造成業務委託」を実施するものである。

なお、本要領は、上記業務委託に係る契約の相手方の候補者（以下「契約候補者」という。）を公募型プロポーザル方式によって特定するための必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

業務委託は、次に掲げる事項及び「土浦全体を颯爽と自転車で食べ巡る観光コンテンツ造成業務委託仕様書」（別紙1）に基づき行うものとする。

（1）件名

土浦全体を颯爽と自転車で食べ巡る観光コンテンツ造成業務委託

（2）業務内容

- ア 自転車で食文化や地域食材の魅力に触れる「食べ巡り」を楽しむ観光プログラムの企画及び造成
- イ ポップアップイベントの実施
- ウ モニターツアーの実施
- エ 販路基盤の整備
- オ プロモーションの実施
- カ プロモーション用動画の制作
- キ 最終報告書の提出

(3) 委託場所

土浦市大和町地内外

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

3 提案見積金額の上限額

9,090,909円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

※この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。

※提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。超えた場合は失格とする。

4 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

参加資格要件を確認する基準日は、プロポーザル参加表明書の提出日とする。なお、契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 本市管財課に、「業務委託・人材派遣等」の区分中の「旅行」において入札参加資格の登録をしていること。
- (2) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 土浦市請負工事等における暴力団等の排除対策措置要綱（平成20年土浦市告示第136号）に基づく排除措置を受けている状態が継続している者でないこと。
- (6) 旅行業法に基づく旅行業の登録を受けていること（第3種及び地域限定旅行業者にあっては、本市もしくは隣接市町村に営業所を有するものに限る。）。

5 プロポーザル実施スケジュール

(1) 全体スケジュール

日 程	内 容
令和7年9月26日(金)	公募開始
令和7年9月26日(金)～ 令和7年10月17日(金)17:15	応募要領等公表 ※土浦市ホームページからダウンロード
令和7年9月26日(金)～ 令和7年10月1日(水)17:15	質問書提出
令和7年10月3日(金)	質問に対する回答掲載
令和7年9月26日(金)～ 令和7年10月6日(月)17:15	参加表明書提出
令和7年10月7日(火)～ 令和7年10月9日(木)	参加資格要件の確認・決定 参加資格要件確認結果の通知
令和7年10月10日(金)～ 令和7年10月17日(金)17:15	提案書等提出
令和7年10月20日(月)13:30～	選定委員会開催(※プレゼンテーション)
令和7年10月22日(水)予定	審査結果の通知(契約候補者の特定)
令和7年10月下旬	業務委託契約締結(予定)

(2) 応募要領等の公表

ア 期間 令和7年9月26日(金)から令和7年10月17日(金)

イ 方法 土浦市ホームページ

(3) 質問の受付及び回答

本応募要領等に対する質問がある者については、**質問書(様式第1号)**に質問事項及び必要事項を記入の上、土浦市産業経済部商工観光課観光物産係まで電子メール(kankou@city.tsuchiura.lg.jp)にて質問すること。

メールタイトルは【事業者名】土浦全体を颯爽と自転車で食べ巡る観光コンテンツ造成業務委託 質問書 とし、メールの送信後、すみやかに土浦市産業経済部商工観光課観光物産係へ電話(029-826-1111[内線2706])で受信の確認を行うこと。

質問に対する回答は、土浦市ホームページで公表する。受付期間中であっても、整理ができたものから随時公表する予定である。

なお、単なる意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

(4) 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記に規定する提出書類を土浦市産業経済部商工観光課（〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号 ウララ3階）まで持参又は特定記録郵便にて郵送すること。提出された書類に基づき、参加資格要件を確認する。

また、いかなる場合においても、提出期限後の提出は受け付けない。

ア 提出期限

令和7年10月6日（月）午後5時15分（必着）

イ 提出書類（参加表明書等）

番号	提出書類名	説明等
1	参加表明書（様式第2号）	
2	事業者の概要・実績（様式第3号）	

(5) 参加資格要件の確認

参加資格要件の確認は、土浦市産業経済部商工観光課において、参加表明書の提出日を基準として、この要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。

参加資格要件を満たしていることが確認できない場合や、参加資格要件確認後から契約締結までの間に要件を欠くような事態が発生した場合は、失格とする。

(6) 参加資格要件確認結果の通知

参加表明書（様式第2号）を提出した者へ電子メールで通知するとともに文書を郵便により発送する。

なお、参加資格確認結果に関する情報については、契約候補者が特定されるまでは公表しない。

(7) 参加辞退届の提出

参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面にて参加辞退届（様式第4号）を土浦市産業経済部商工観光課へ提出すること。

(8) 技術提案書等の提出

ア 受付期間 令和7年10月10日（金）～

令和7年10月17日（金）午後5時15分（必着）

イ 提出方法 土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分の間に、下記に規定する提出書類を土浦市産業経済部商工観光課まで持参又は特定記録郵便にて郵送すること。

なお、いかなる場合においても、提出期限後の提出は受け付けない。

なお、参加表明書の提出があったにもかかわらず、技術提案書等が期限までに提出されない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

ウ 提出書類（技術提案書等）

（ア） 技術提案書送付書（様式第 5 号）

（イ） 技術提案書（様式第 6 号）

次の事項がわかるように記載すること。

- 1 企画の内容
- 2 ポップアップイベントの実施内容
- 3 モニターツアーの実施内容
- 4 販路基盤の整備
- 5 プロモーションの手法
- 6 実施スケジュール

（ウ）技術提案書に添付する書類

補足・参考資料（任意書式）

（エ） 提案見積書（様式第 7 号）

（オ） 積算内訳書（任意様式）

エ 提出部数

正本 1 部、副本 1 0 部

6 プレゼンテーション及びヒアリング

提案者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。ただし、やむを得ない理由によりプレゼンテーション及びヒアリングの実施が困難となった場合などは、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施しないことがある。

（１）実施日

令和 7 年 1 0 月 2 0 日（月） 1 3 : 3 0 ~（予定）

実施日時及び留意事項について、土浦市産業経済部商工観光課から提案者に対し別途通知する。なお、通知は、参加表明書（様式第 2 号）に記載されたメールアドレス宛に電子メールにて送付する。

プレゼンテーション及びヒアリングによる審査の順番は、技術提案書の受付順番とする。

（２）実施場所

土浦市役所本庁舎内に存する土浦市が指定する会議室（予定）

（〒 3 0 0 - 8 6 8 6 茨城県土浦市大和町 9 番 1 号）

(3) 内容

技術提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

(4) 制限時間

1 提案者につき 40 分程度 (プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 20 分程度) とする。

(5) 機材

ア プレゼンテーションについては、原則技術提案書及び添付資料等により行うが、プロジェクター等を使用して説明することも認める。

イ 当日に資料の追加提出・配布はできないものとする。

ウ パソコン等については提案者で用意すること。なお、プロジェクター等は土浦市産業経済部商工観光課で準備する。

(6) 出席者

出席者は、説明、質疑応答、機器等の操作を含め 1 提案者あたり 3 名までとする。

(7) 傍聴等

プレゼンテーションは非公開とする。また、他の提案者による傍聴は認めない。

7 提案の審査・評価及び契約候補者の特定

(1) 選定委員会の設置

ア 選定を厳正かつ公平に行うため、別に定める「土浦全体を颯爽と自転車で食べ巡る観光コンテンツ造成業務委託プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、事業内容等の審査及び提案の評価を実施する。

イ 選定委員会は、サイクリング、観光・産業振興等に関する業務を担当する市職員で構成する。

(2) 審査・評価基準

審査・評価は、技術提案書等の内容(プレゼンテーション及びヒアリングの内容を含む。)について、選定委員会において次の基準に基づき点数化し、提案者の順位及び契約候補者を特定する。

審査・評価項目や基準、配点は次のとおりとする。

【審査・評価基準】

審査・評価項目	審査・評価基準	配点
1 企画の内容	・具体性、実現性の高い企画となっているか ・訪日外国人旅行者（インバウンド）の視点も意識した企画内容となっているか	20点
2 ポップアップイベントの実施内容	・ポップアップイベント参加者の募集方法は効果的かつ現実的であるか ・イベント実施時、実施後の効果検証手法は、モニターツアーへの導線や将来に向けて魅力的な観光プログラムの造成と販売に効果的か	15点
2 モニターツアーの実施内容	・モニターツアー参加者の募集方法は効果的かつ現実的であるか ・ツアー実施時、実施後の効果検証手法は、将来に向けて魅力的な観光プログラムの造成と販売に効果的か	15点
4 販路基盤の整備	・販路として活用するOTA（オンライン旅行代理店）は、インバウンドに対応しているとともに、ターゲット層（※）に対して訴求力の高いものであるか ・旅行会社、首都圏企業等への販路開拓の手法は、ターゲット層（※）への訴求に効果的なものであるか	20点
5 プロモーションの手法	・ターゲット層（※）に対して訴求力の高いプロモーション手法が検討されているか ・プロモーションのために作成するコンテンツは、継続的な使用を見据えた汎用性の高いものであるか	20点
6 委託料の提案見積金額		10点
合 計		100点

評価点は、選定委員1人につき100点である。

（３）契約候補者の特定

ア 選定委員の評価点の合計点数が最も高い提案者を契約候補者として特定する。

ただし、最も高い提案者の合計点数が満点の60%未満である場合は、契約候補者なしとする。

イ 評価点合計が同点となった場合の取扱い

評価点合計が同点の場合は、次の手順に従い、順位をつけるものとする。

第1手順：「販路基盤の整備」の得点の高い者

第2手順：「プロモーションの手法」の得点の高い者

ウ 失格要件

以下の（ア）から（カ）のいずれかに該当した場合には、選定委員会において協議のうえ、失格とする。

（ア） 提出書類に虚偽の記載がある場合

（イ） 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

（ウ） 技術提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

（エ） 選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）に欠席した場合

（オ） 選定委員会の委員長または委員に直接、間接問わず連絡を求めた場合

（カ） その他、選定委員会において不適當と認められた場合

8 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書により通知するとともに、土浦市ホームページにて、全ての提案者の評価項目ごとの評価点及び評価点合計を公表する。ただし、契約候補者以外の提案者名については掲載しないこととする。

また、審査結果の内容に関する問合せには応じない。

9 契約の締結

契約候補者特定後、本市総務部管財課において契約候補者と見積合せを実施し、落札者となった場合に契約を締結する。

契約候補者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点者を次の契約候補者とする。

10 留意事項

（1）本プロポーザル参加に伴う費用は、全て参加者（提案者）の負担とする。

（2）やむを得ない事由がある場合、本プロポーザルを停止、中止する場合がある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を土浦市に請求することはできないものとする。

る。

(3) 提出書類を郵送で提出する場合においては、郵便事故等により、申請書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。

(4) 提出された書類は、返却しない。

(5) 技術提案書等の著作権等の取り扱い

技術提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 技術提案書等の著作権は、本技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に特定された者が作成した技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

イ 市は提出された技術提案書等について、土浦市情報公開条例（平成20年9月28日条例第28号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、提案者の同意が得られない場合はこの限りではない。

また、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示とすることができるものとする。

なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、契約候補者の特定に影響がでる恐れがある情報については特定後の開示とする。

(6) 提出書類等に記載された個人情報、本プロポーザルに関してのみ使用し、それ以外には使用しない。

(7) 審査結果に係る異議申し立てはできないものとする。

(8) 本プロポーザルに係る説明会は、実施しない。

1 1 問合せ先（担当課）

〒300-8686

茨城県土浦市大和町9番1号 ウララ3階

土浦市産業経済部商工観光課（担当：観光物産係）

電 話 ： 029-826-1111（内線2706）

FAX ： 029-822-9252

Eメール： kankou@city.tsuchiura.lg.jp